

1. 背景と目的

2. 事業の概要

- ・「世界の記憶」事業に関する国内状況として、認知度の低さや国際登録への関心の偏り、公募開始から申請までの期間の短さ等の課題が指摘

・登録申請の活性化・申請書の質向上のため、国において推薦案件としてふさわしい記録物を「暫定一覧表」として整理予定。令和 8 年度には専門家による議論をワーキンググループで実施予定

・この検討に資することを目的として、本事業では暫定一覧表制度の構築に向けた調査研究を実施
- 1) 海外事例の調査分析

- 調査項目：調査対象国の基本情報、国際（地域）登録された記録物、暫定一覧表関係制度の導入状況

2) 暫定一覧表制度導入に係る検討に向けて

- 今後の検討体制

- 暫定一覧表制度の検討における論点案

3. ユネスコ「世界の記憶」における海外事例の調査分析

1) 調査の概要

調査手法	デスクトップ（インターネット）調査	調査内容	・調査対象国の基本情報の整理 ・下記の項目に関する調査結果の分析 a. 国際（地域）登録された記録物 b. 暫定一覧表関係制度の導入状況
調査期間	令和 7（2025）年 11 月～12 月		
調査対象国	下表の 9 カ国		

2) 調査対象国の基本情報

国名	「世界の記憶」事業の特徴	ナショナル・コミッティの主な活動
ドイツ	・国際登録件数世界 1 位 ・国際登録は公募制。毎年申請を受付、2 年がかり・2 段階の国内審査を実施	・国際登録に関わる提案の審査、評価、選定 ・「世界の記憶」事業の国民の認知度向上に関わる活動の実施
イギリス	・国際登録件数世界 2 位 ・国際登録は公募制 ・国内登録が充実。国際登録へのつながりはない	・国際登録への推薦書類の初期評価 ・国内登録への申請案件の審査
フランス	・国際登録件数世界 3 位 ・国際登録の申請募集に関する情報なし ・国際協力に積極的	・国際登録への申請案件の審査 ・共同申請を含む登録申請のサポート・支援 ・記録遺産の保存に関する普及啓発事業 等
韓国	・国際登録件数アジア最多 ・国際（地域）登録はともに公募制。公式の発表より半年ほど前から申請募集を開始	・登録申請対象の選定・管理 ・「世界の記憶」事業の認識向上、広報活動 ・登録済案件のモニタリング 等
中国	・地域登録（MOWCAP）件数最多 ・世界で初めて国内登録を導入した国のひとつ ・国内登録を国際（地域）登録への発掘・プールに活用	・「世界の記憶」事業の実施・普及・研究・交流・広報・展示 ・国内登録に関わる審査と、その登録案件の国際（地域）登録への推薦
モンゴル	・国内登録を国際（地域）登録への発掘・プールに活用	・国内登録制度の一環として予備リストを作成 ・同リスト掲載案件についての概要と紹介文の作成、申請書類の作成と提出 等
カナダ	・多くの場合、国内登録から国際登録候補を選出 ・国際登録の申請募集に関する具体的情報なし	・国際登録への申請書の審査と推薦 ・国内登録への《登録提案書》の審査と推薦
オーストラリア	・国際（地域）登録の申請募集に関する情報なし ・世界で初めて国内登録を導入した国のひとつ ・国内登録が充実。国際（地域）登録へのつながりは確認できていない	・国内登録制度の発展・展開（プラットフォームの拡充等） ・国際登録への推薦の提案 ・「世界の記憶」事業の普及・促進、支援 等
マレーシア	・ナショナル・コミッティ委員の所属機関等が管理する記録物の中から国際（地域）登録へ直接選出	・記録遺産の特定・登録推進（左記を含む） ・保存に関する人材育成と支援 等

※「ナショナル・コミッティ」とは、「世界の記憶」事業の国内レベルの運営を担う自律的機関を指す（「世界の記憶」事業にかかる一般指針」>5.1.2「世界の記憶」ナショナル・コミッティ）。日本においては「「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会」がこれに相当する
※「国内登録」とは、「世界の記憶」の登録制度のひとつである（「「世界の記憶」事業にかかる一般指針」>7.10「世界の記憶」国際登録、地域登録、国内登録）。一部の国はこれを国際登録・地域登録への発掘・プールに活用している

3) 調査結果と分析：a. 国際（地域）登録された記録物に関する傾向

○登録件数

・ドイツは国際登録の件数が世界で最も多い。その次に多いのはイギリスとフランスである

・欧州諸国は共同申請が盛んな傾向があり、とくにイギリスとフランスは国際登録の件数に対して共同申請が多くの割合を占める

・アジア圏諸国のうち、国際登録の件数が最も多いのは韓国（世界では 4 位のオランダに次ぐ 5 位）

・一方、中国（特別行政区を含む）の地域登録の件数は MOWCAP 圏内最多を誇る

※欧州・北米レベルの地域登録制度は存在しない

○記録物の形式

・全体としてみると、最も多く登録されている記録物のカテゴリーは「書物」。次いで「原稿・写本」「文書」

・フランスにおける「映像／フィルム」や中国・モンゴルの「銘板／石碑」のように、その国の文化と関連の深いカテゴリーが登録される傾向がみられる

■調査対象国における国際（地域）登録の件数

国名	国際登録の件数	国際登録のうち 共同申請の件数	地域登録の件数
ドイツ	33 件	10 件	0 件
イギリス	27 件	16 件	0 件
フランス	27 件	12 件	0 件
韓国	21 件	2 件	6 件
中国	18 件	2 件	17 件
モンゴル	7 件	0 件	5 件
カナダ	12 件	2 件	0 件
オーストラリア	7 件	1 件	4 件
マレーシア	8 件	3 件	3 件
（参考）日本	9 件	2 件	1 件

■調査対象国において国際登録された記録物の形式

ユネスコ「世界の記憶」公式サイトにおける記録物の分類 ※Document Type ※重複あり	※凡例： 最も多い形式 2 番目に多い形 3 番目に多い形													
	書物	古写本	絵画	原稿・写本	地図	音楽／音声／録音	ネガ	その他	文書	写真・画像	ポストカード	報告書	銘板／石碑	映像／フィルム
ドイツ	15	2	2	7	0	2	0	0	7	1	0	0	0	1
イギリス	5	0	2	10	1	2	0	0	8	1	0	0	0	2
フランス	12	1	3	3	2	3	0	1	3	1	0	0	0	4
韓国	10	0	1	4	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0
中国	6	0	3	0	0	0	0	1	5	0	0	0	2	0
モンゴル	4	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
カナダ	3	0	1	2	0	0	1	0	4	2	0	0	0	1
オーストラリア	3	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1
マレーシア	4	0	1	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1
（参考）日本	2	0	2	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0

3）調査結果と分析：b. 暫定一覧表関係制度の導入状況に関する分析

○暫定一覧表関係制度の主なあり方
〔1〕国内登録制度を導入し、登録簿への掲載を国際（地域）登録への推薦の前提として発掘・プールに活用
〔2〕直接的に、将来的な候補案件の発掘を目的とした「暫定リスト」の作成（韓国での単年度の事業）
〔3〕国内審査を経て推薦が決まった案件について、実際の申請まで待機させる「待機リスト」を策定
〔4〕ナショナル・コミッティの委員が所属する機関等が収蔵・管理する記録物の中から推薦案件を直接選出
○評価基準・選考方法、運営体制
・上記〔1〕〔2〕は公募制。いずれの場合も一次審査と本審査等の段階的な選考プロセスを取り入れている
・国内登録制度の評価基準は国際登録の基準に基づく。国内登録の優先テーマ等を設定している例がある
・一部の国はナショナル・コミッティ内に独自の評価機構を設置。申請書作成への助言等のサポート実施例あり
・ユネスコ・MOWCAP による正式な公募開始前から国内公募を実施するなど、国際（地域）登録の公募スケジュールに余裕をもたせている国もある

■調査対象国における暫定一覧表関係制度の導入状況と国際登録の申請プロセス

国名	暫定一覧表関係制度の導入状況	国際登録の申請プロセス
ドイツ	「待機リスト」あり ※詳細不明	公募制 ・毎年3月末を締切として常時募集。予備審査と本審査、外務省による協議を経て提出
イギリス	国内登録制度あり ・記録遺産の保護・保存、アクセス向上、認知度向上が目的 ※国際登録へのつながりなし	公募制 ・日本とほぼ同様のスケジュールで実施
フランス	なし	詳細不明 ※公募情報は確認できていない
韓国	国内登録相当制度あり ※自国の文化財関連法に依拠 ※国際（地域）登録とのつながりは確認できていない 過去に「暫定リスト」の取り組みあり ※成果不明	公募制 ・ユネスコによる募集案内の半年以上前から公募を実施。推薦の決定後に申請書を準備
中国	国内登録制度あり ・「中国アーカイブ・文書遺産目録」として継続的に作成（2024 年に第6回事業を実施） ・この目録の中から国際（地域）登録に適した案件を選出・推薦	国内登録の中からナショナル・コミッティが選出・推薦
モンゴル	国内登録制度あり ・「モンゴル国記録遺産登録簿」として、記録遺産の把握・整理のための予備的リストから正式な国内登録簿まで構造化された制度を運用 ・正式な国内登録簿は国内レベルで重要な案件のリストかつ、 <u>国際（地域）登録への候補を同定・選出するためのプールとして機能</u>	国内登録の中からナショナル・コミッティが選出、申請書類を作成し、推薦
カナダ	国内登録制度あり ・ <u>国際登録へのプールとして活用</u> 。国際登録への具体的プロセス不明	詳細不明 ※問い合わせ対応の記載あり
オーストラリア	国内登録制度あり ※国際（地域）登録とのつながりは確認できていない	詳細不明 ※公募情報は確認できていない
マレーシア	国内登録相当制度あり ※自国の文化財関連法に依拠 ※国際（地域）登録とのつながりは確認できていない 有識者等による推薦制度あり ※右記の直接選出・推薦体制	ナショナル・コミッティの委員の所属機関等が所有・管理する記録物の中から直接選出・推薦

4. ユネスコ「世界の記憶」暫定一覧表制度の導入に係る検討に向けて

1）今後の検討体制

令和 8 年 2 月 1 3 日に、審査委員会の下にワーキンググループを設置済み。概要は以下の通り。

名称	「世界の記憶」暫定一覧表検討ワーキンググループ
審議事項	（1）ユネスコ「世界の記憶」に推薦する案件としてふさわしい記録物として「暫定一覧表」に記載すべき案件の候補に関する事項 （2）その他「暫定一覧表」の策定及び導入に係る必要な事項
構成	「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会委員長が、同委員会委員の中から座長を指名。座長がその他のワーキンググループ委員として必要な若干名を指名して構成

2）暫定一覧表制度の検討における論点案

論点 1	「暫定一覧表」の基本的性格
・日本の「世界の記憶」事業の現状を踏まえた、「暫定一覧表」の作成目的・役割 ・候補案件の発掘・プールに特化した日本独自の「暫定一覧表」とするのか、国際登録・地域登録につながる国内登録制度を導入するのか ・「暫定一覧表」の公開・非公開 等	
論点 2	国・所有者・関連機関との関係
・ワーキンググループによる「暫定一覧表」記載案件の選出及び記載案件を公開とした場合、案件の所有者・関係機関との事前調整（掲載可否、将来的な推薦についての意向等） ・「暫定一覧表」記載案件の申請に向けた支援の有無、支援有の場合の内容・方法 等	
論点 3	国際（地域）登録に向けた公募制度との関係
・現行の公募制度を併用するのか ・併用する場合、どのように暫定一覧表制度と共存させるか（公募案件と「暫定一覧表」記載案件の優先順位、実施スケジュール等） ・韓国やドイツを参考に、公募制度の実施スケジュール等の面で工夫できる点はあるか 等	
論点 4	「暫定一覧表」の作成方法
【1】記載案件の選出方法 ・ワーキンググループにおける選出のみとするか、公募を併用するか ・選出プロセスとスケジュール（今後の記載案件の見直し予定含む） 等 【2】記載の対象・基準・内容 ・ユネスコの基準以外の基準を設けるか（優先テーマや優先カテゴリーの設定、日本の文化財保護法関連の案件を優先する等） ・記録物名のみ記載にとどめるか、申請の方向性等の詳細も記載するか 等	
論点 5	次回サイクル以降の制度運用について
・次回サイクルにおける具体的なスケジュールやその内容の周知方法（制度変更に伴う事前の説明会の開催等含む） 等	